

男

女

新ここのえ 共同参画 プラン



九重町

はじめに



国の政策において、成長戦略の中核となる重要テーマの一つに「女性の活躍」が掲げられているように、近年の社会情勢の変化による課題に対応するためには、男女が互いに力を発揮し、認め合い、助け合って新しい社会づくりを進めていく「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

本町では、平成 18 年度に、九重町における男女共同参画社会づくりの方向性を定める「ここのえ男女共同参画プラン」を策定し、これまで様々な施策・事業に取り組んできましたが、平成 27 年度末に計画期間が終了することから、引き続き男女共同参画の施策を推進するため、今回「新ここのえ男女共同参画プラン」を策定しました。

新プランは、平成 26 年 3 月に施行した「九重町男女共同参画推進条例」に定める基本理念の実現と、基本的施策の推進を目指したもので、これまでの「男女共同参画社会基本法」に基づく計画に加え、ワークライフバランスの推進や防災の視点からの男女共同参画についても新たに目標と施策を設けています。また、町民自らが取り組める具体的な重点項目を取り入れた計画としています。

今後は、本計画に基づき、基本理念に掲げた「女(ひと) と男(ひと) おもいやりの心で笑顔あふれる町」の実現に向け、実効性のある施策を総合的、計画的に推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました九重町民の皆さん並びに九重町男女共同参画審議会委員の皆さん、ご協力をいただきました多くの方々に、心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

九重町長 坂本 和 昭

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	5
第2章 男女共同参画に関する町民意識の状況	6
1. 九重町男女共同参画に関する意識調査の概要	6
2. 調査結果	6
第3章 計画の基本的考え方	17
1. 基本理念	17
2. 計画の基本目標	17
九重町男女共同参画プラン 計画の体系図	18
各論	21
I 男女共同参画に向けた意識改革	
1. 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	21
2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	22
II 多様な人々が安心できる共生社会の実現	
1. 生涯にわたる男女の健康支援	23
2. ドメスティックバイオレンス（DV）、性犯罪を許さない環境づくり	24
III 男女がともに活躍できる環境整備	
1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進	25
2. 男女がともに支える地域・町づくりの推進	26
3. 働く場における男女共同参画の推進	28
4. ワークライフバランスの推進	30

第4章 プランの推進に向けて 32

1. 推進方策..... 32
2. 重点施策と目標指標..... 33
3. 総合的な評価指標 34

参考資料 35

- 男女共同参画社会基本法 35
- 九重町男女共同参画推進条例 39
- 九重町男女共同参画審議会規則 43
- 九重町男女共同参画審議会委員名簿 44
- 九重町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱 45
- 九重町男女共同参画プラン策定委員名簿 46
- 男女共同参画推進庁内連絡会議設置要綱 47
- 男女共同参画推進庁内連絡会議 委員名簿 48
- 男女共同参画の推進に関する年表 49



九重町のマスコットキャラクター ミヤちゃん

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は次のように定義されています。

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

また、大分県男女共同参画推進条例（平成 14 年設置、平成 21 年改正）においても、「男女共同参画」を上記のように具体的に示しています。

このように、男女共同参画社会は、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、ひとりひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。その実現は、職場の活気や家庭生活の充実、地域力の向上につながるものです。

2) 男女共同参画をめぐる動き

①世界の動き

国際連合が 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定めて以降、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取り組みは大きく前進しました。1979 年（昭和 54 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」）が採択され、『女性に対する差別とは、性に基づく区別・排除・制限である』と明確に定義されました。2009 年（平成 21 年）5 月現在、締約国数は 186 か国となっています。

1994 年（平成 6 年）の「国際人口開発会議」では「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という考え方が打ち出され、翌年の「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメント（力をつけること）の促進がうたわれています。

②日本国内の動き

日本でも、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取り組みが行われてきました。

1985 年（昭和 60 年）には、男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正などを経て、女子差別撤廃条約を批准し、1999 年（平成 11 年）には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。そこでは、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定

する最重要課題と位置付け、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な事項等として規定しています。

2000 年（平成 12 年）には、同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定され、2005 年（平成 17 年）には、さらに推進を強化する第2次計画が策定されました。2010 年（平成 22 年）7 月には男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が示され、12 月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、2001 年（平成 13 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が公布・施行され、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」を防止し、被害者保護の制度が設けられました。

国が示した「日本再興戦略」（2013 年（平成 25 年））や「女性活躍加速のための重点方針 2015」（2015 年（平成 27 年））の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、2015 年（平成 27 年）8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。女性活躍推進法では、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを目指しています。また、これまで事業主の自主的取り組みに委ねられてきた基本法の「積極的改善措置」や、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）における「ポジティブ・アクション」を大企業等に義務付けることにより、男女の実質的な機会均等を目指しています。

③大分県の動き

本県においては 2001 年（平成 13 年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002 年（平成 14 年）には大分県男女共同参画推進条例が制定されました。以後、「おおいた男女共同参画プラン」は 2 度の改定（平成 18 年、平成 23 年）を実施しています。また、平成 15 年に男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設し、平成 22 年には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。

大分県では、2015 年（平成 27 年）8 月に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、2015 年度（平成 27 年度）を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取り組みが焦点化されました。

④九重町の動き

九重町においては、下記の表のように、男女共同参画の推進のための諸施策を取り組んできました。特に2014年度（平成26年度）には「九重町男女共同参画推進条例」を施行し、諸問題の解決を体系的、縦横的に取り組める体制が整備されました。

2015年度末（平成27年度末）には平成18年に策定された「ここのえ男女共同参画プラン」が計画期間である10年を終了することとなります。

そこで、新たな「ここのえ男女共同参画プラン」策定にあたり、九重町役場庁内各課から選任された職員で構成された「九重町男女共同参画推進庁内連絡会議」にて、各分野の課題を議論するとともに、2014年度（平成26年度）に実施された「九重町男女共同参画に関する意識調査」から課題の抽出等を実施しました。また、大分県及び「九重町第4次総合計画」の動きを受け「ここのえ女性プラン」の成果と課題を踏まえ、新たな計画「新ここのえ男女共同参画プラン」の素案作成に取り組みました。

これを受け、計画素案の審議を町内各分野の代表等で構成される「九重町男女共同参画審議会」、及び庁内各課長で構成される「九重町男女共同参画プラン策定委員会」にて審議を行い、平成28年3月に「新ここのえ男女共同参画プラン」が策定されました。

表 九重町の男女共同参画に関する取り組みのあゆみ

年	事 項
1982 年 (昭和 57 年)	教育委員会の中で、婦人層の生活実態や意識を明らかにし、より豊かな婦人の地位向上に向けた諸活動や学習活動推進の基礎資料とするため、「婦人の生活と人生に関する調査」を実施
1987 年 (昭和 62 年)	「豊の船」九重地区会を設立
1993 年 (平成 5 年)	県の男女共同参画社会の実現をめざす「おおいた女性プラン 21」の推進の一環として「第1回ここのえ女性セミナー」を開催するとともに、男女共同参画型社会をめざし「九重町女性会議」を設立し、11月に「第2回ここのえ女性セミナー」を九重町女性会議主催のもと開催
1994 年 (平成 6 年)	11月「第3回ここのえ女性セミナー」開催
1995 年 (平成 7 年)	12月「第4回ここのえ女性セミナー」開催
1996 年 (平成 8 年)	1月「女性の社会参画に対する住民意識調査」の実施
1996 年 (平成 8 年)	国・県の動きを受け「九重町第2次総合計画」に基づき「ここのえ女性プラン」を策定
1997 年 (平成 9 年)	女性プラン ダイジェスト版作成
1998 年 (平成 10 年)	女性行動3ヶ年実施計画作成
2001 年 (平成 13 年)	女性行動3ヶ年実施計画作成
2005 年 (平成 17 年)	「九重町男女共同参画に関する意識調査」実施 ここのえ男女共同参画プラン策定ワーキング会議設置
2006 年 (平成 18 年)	ここのえ男女共同参画プラン策定
2014 年 (平成 26 年)	九重町男女共同参画推進条例 公布・施行 九重町男女共同参画に関する意識調査報告書作成

3) 計画策定の目的

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備などをはじめとした様々な取り組みを通して、半世紀以上にわたり進められてきました。

しかし、男女平等の確立と、様々な分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

平成 11 年に成立した「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本の最重要課題と位置付けられ、地方自治体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを求めています。

九重町では、平成 18 年 3 月に、平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とした「九重町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に取り組んできました。

一方、近年の少子高齢化の急速な進展や労働力人口の減少、社会経済情勢の急激な変化の中、女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応を通して、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりがあらためて求められています。

九重町では、社会情勢や住民意識の変化に伴う新たな時代の要請をふまえつつ、「新ここのえ男女共同参画プラン」を策定することとします。

2. 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「第4次おおいた男女共同参画プラン」に基づき、今後の九重町の男女共同参画社会に向けた取り組みを推進する総合的な指針となるものです。

本町の計画については、「九重町第4次総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランの考え方や施策は分野を横断するものであり、分野別計画と密接に関連しています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2016年度（平成28年度）を初年度とし、2025年度（平成37年度）までの10年間とします。なお、途中5年後となる2020年度（平成32年度）に目標値の評価を実施し、見直しを行います。

また、背景となる法律の改正や社会情勢及び住民意識の変化を踏まえ、必要に応じ、見直しや評価を行います。

第2章 男女共同参画に関する町民意識の状況

1. 九重町男女共同参画に関する意識調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、社会経済情勢の急激な変化や個人の生き方の多様性に伴い、変化している町民の意識や実態を把握することにより、男女共同参画社会づくりに向けた施策展開、「新ここのえ男女共同参画プラン」改定の基礎資料とするため、また町民の男女共同参画に関する意識啓発を行うことを目的として実施しました。

2) 調査対象

町内に居住する20歳以上の町民500人

3) 調査の方法及び期間

方法： 郵送による配布・回収 期間： 平成27年1月4日から1月31日

4) 回収状況

有効回収177人（有効回収率35.4%） 女性98人、男性77人、性別不明2人

2. 調査結果

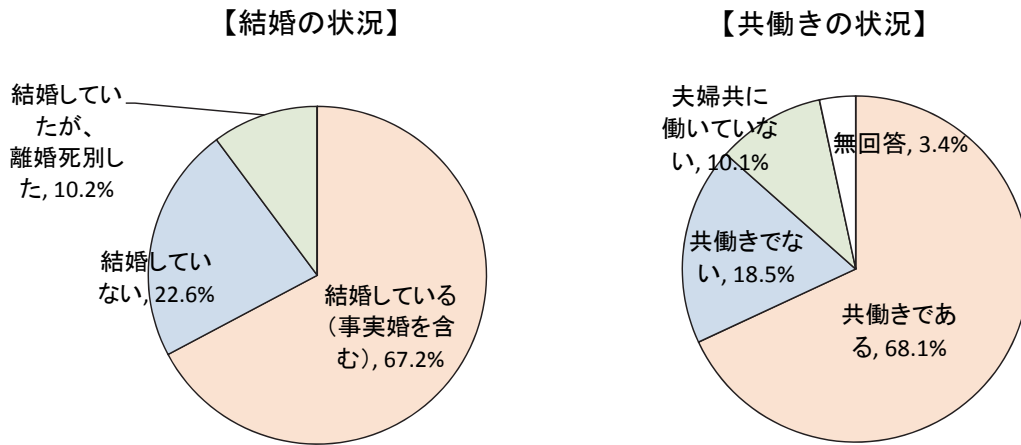
1) 回収状況等

男女別年齢別状況

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	年齢不明	計
女 性	19 人	12 人	19 人	20 人	11 人	16 人	1 人	98 人
	19.4%	12.2%	19.4%	20.4%	11.2%	16.3%	1.0%	100.0%
男 性	7 人	14 人	12 人	20 人	10 人	14 人	0 人	77 人
	9.1%	18.2%	15.6%	26.0%	13.0%	18.2%	0.0%	100.0%
性別不明	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人
	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%

結婚の有無と共働きの状況

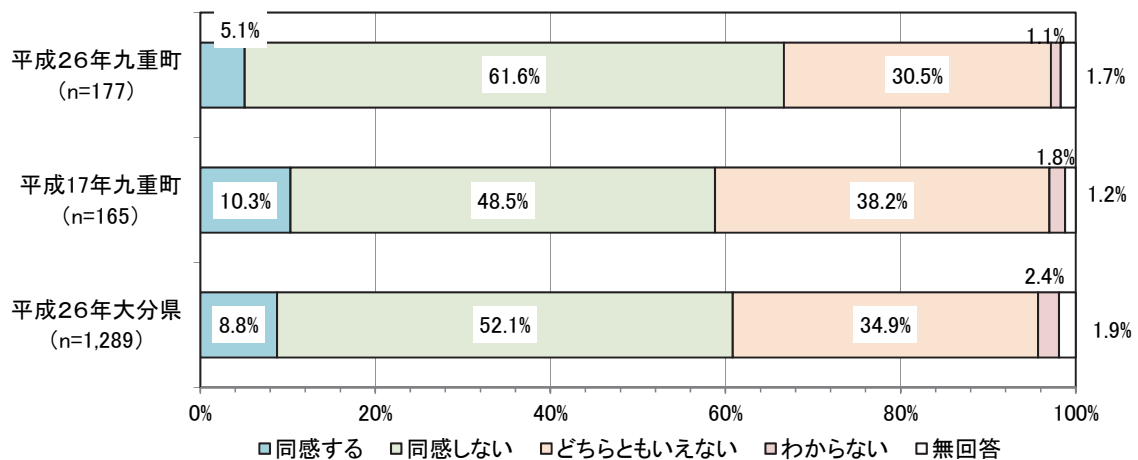
結婚をしている方（事実婚を含む）は全体の約 7 割（67.2%）、その中で共働きをされている方は 68.1%でした。



2) 男女の意識について

「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について

「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方については「同感しない」という回答が最も多く、全体で 61.6% になりました。10 年前の 1 次計画策定時では約半数（48.5%）であったのが、今回初めて 6 割を超えています。平成 26 年度の県の結果と比べても九重町の意識は高くなっています。



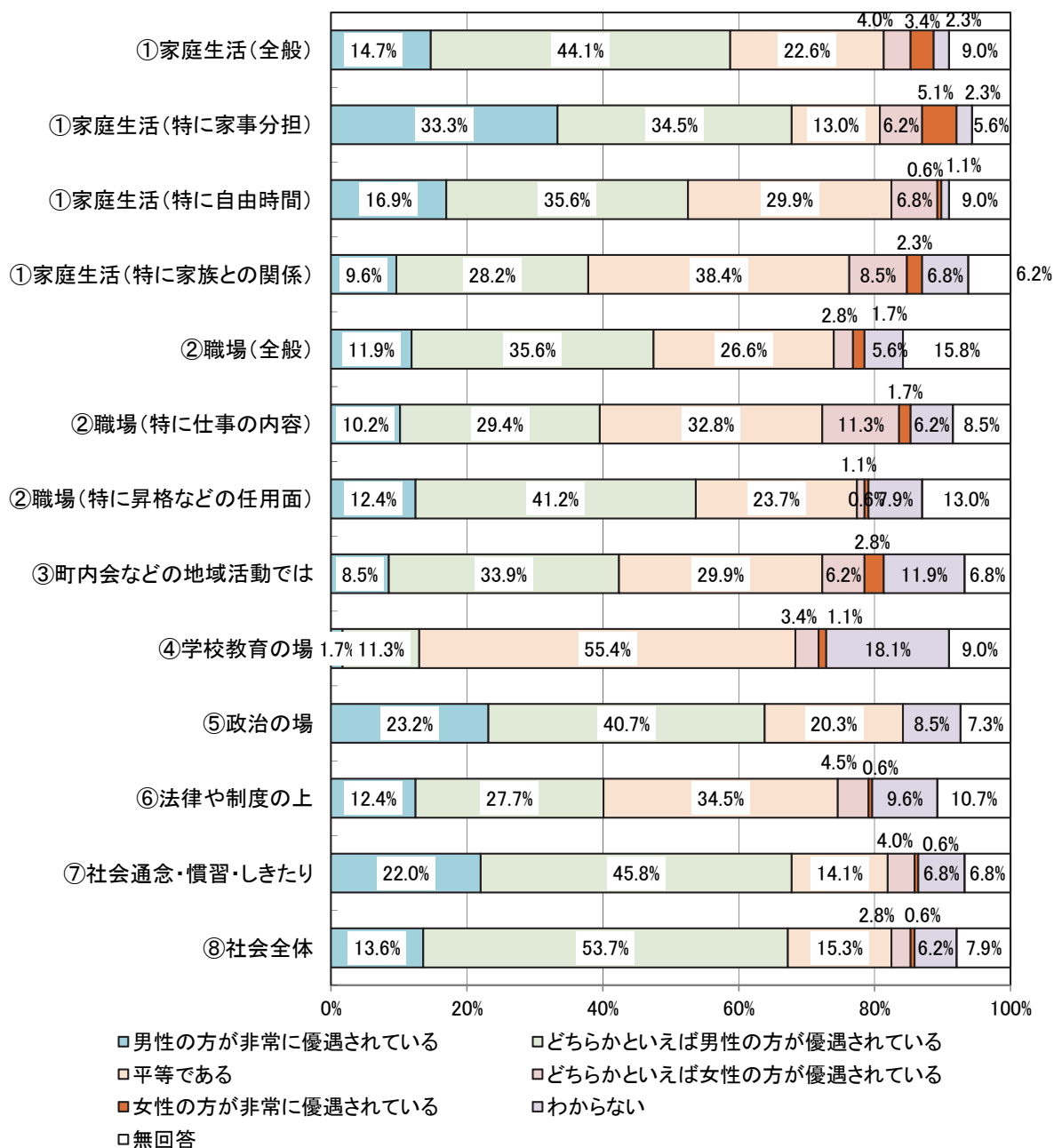
男女の地位の平等感

以下の項目について、男女の地位の平等感をみてみると、社会生活の多くの場面で男性が優遇されていると感じる結果になりました。

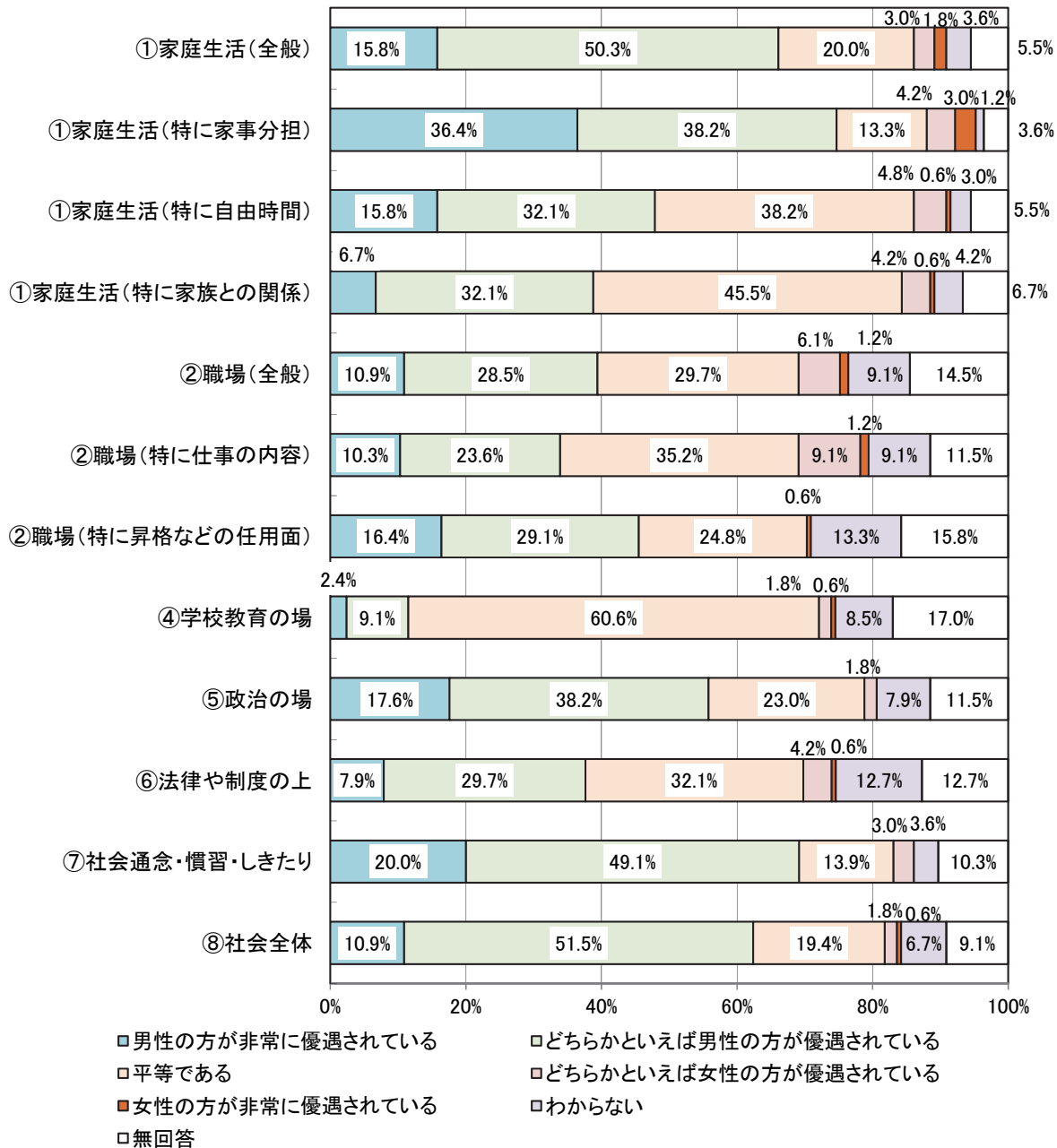
もっとも平等であると感じている場面は「学校教育の場」で「平等である」(55.4%)と感じる人が半数を超えましたが、その他の場面は依然として「男性が優遇されている」が多くなっています。

「男性が優遇されている」の割合は高い順に、「社会通念・慣習・しきたり」「家庭生活（特に家事分担）」「社会全体」「政治の場」で、比較的低いものは「家庭生活（特に家族との関係）」「職場（特に仕事の内容）」「法律や制度の上」となりました。

【平成 26 年度】



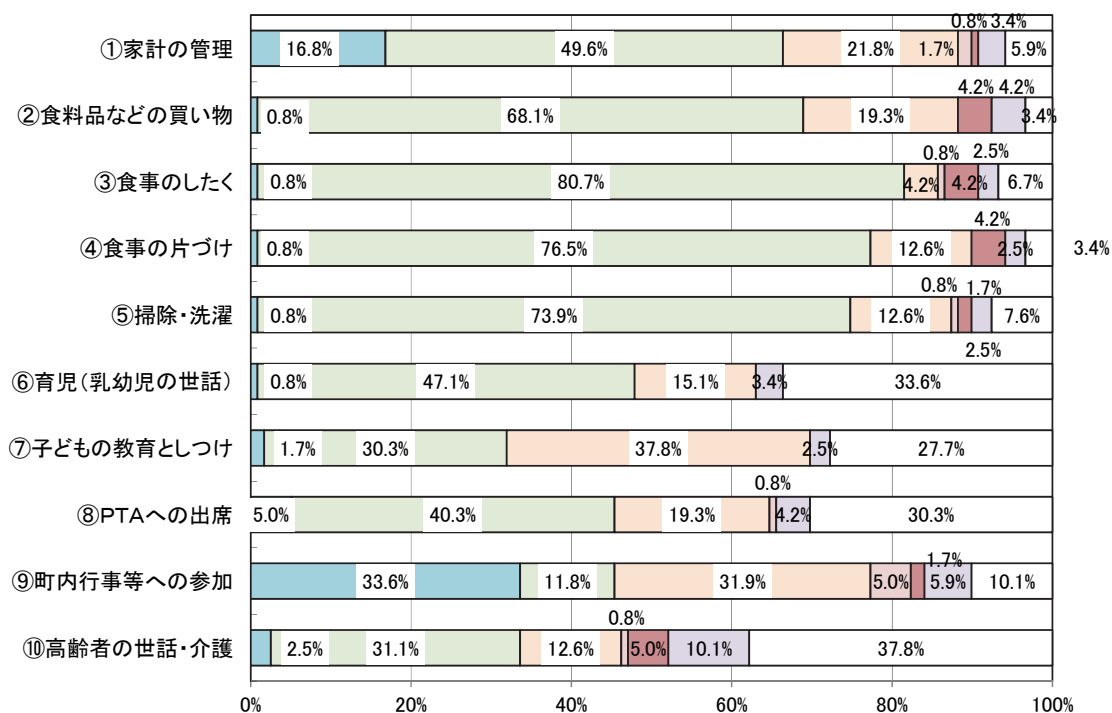
【平成 17 年度】



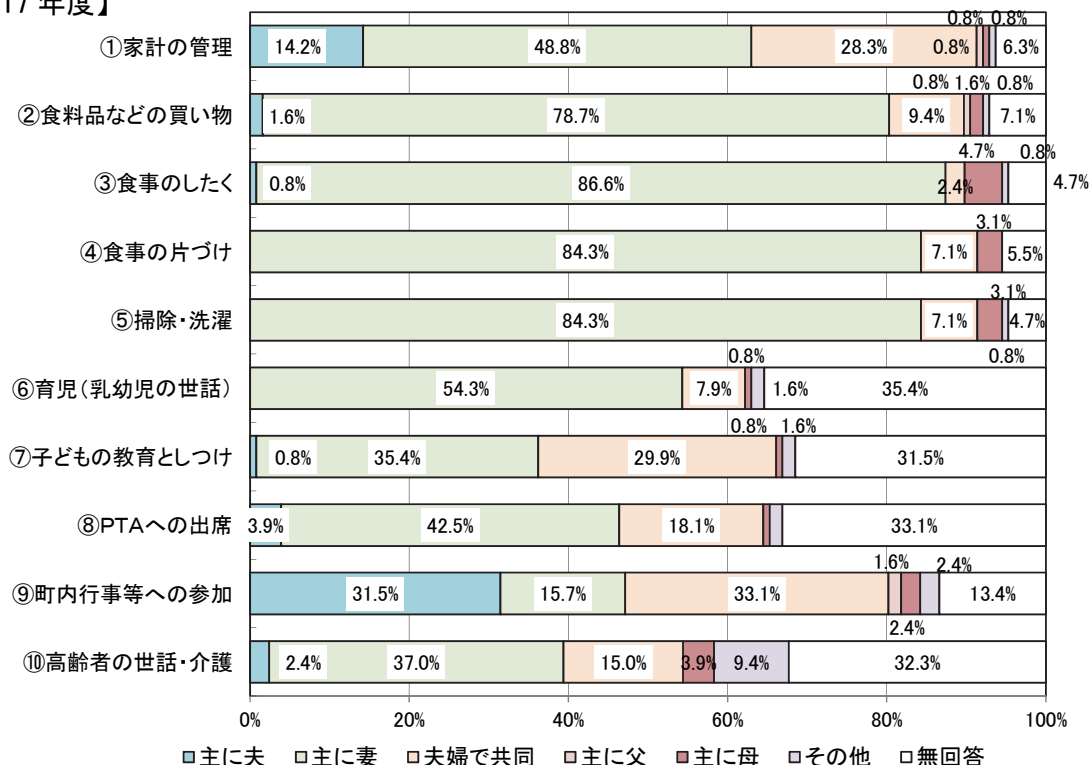
家庭内の役割

家庭内の役割をみると、「主に妻」の回答が多く、「主に夫」の回答が妻を上回ったものは「町内行事等への参加」の1項目のみでした。平成17年の回答と比べると、各項目ともに役割分担はわずかに改善の傾向にはありますが、まだまだ妻の役割が多い現状となっています。

【平成26年度】



【平成17年度】

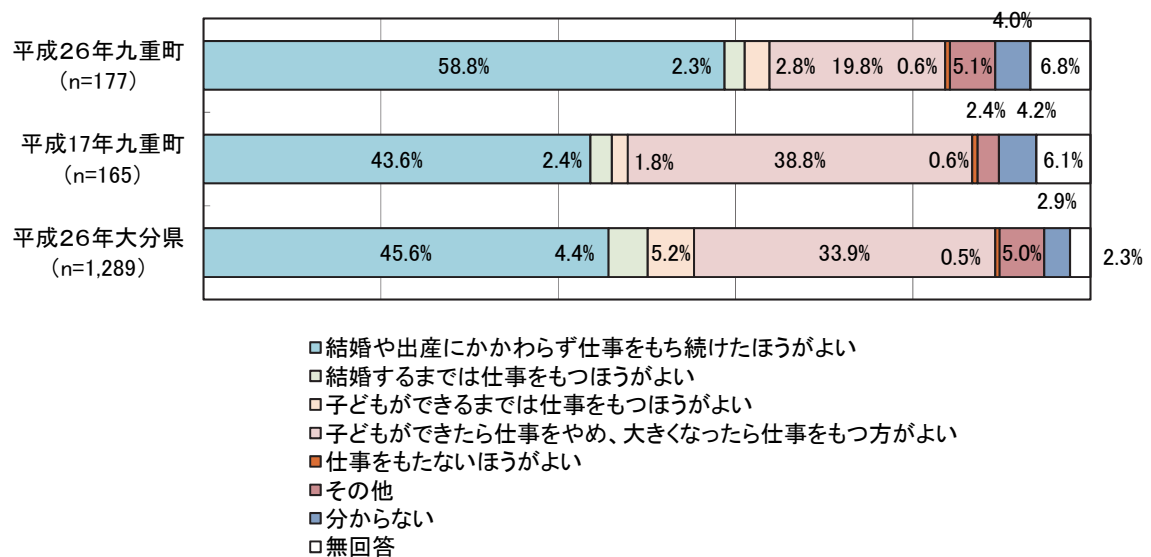


3) 就業について

女性の就業についての意識

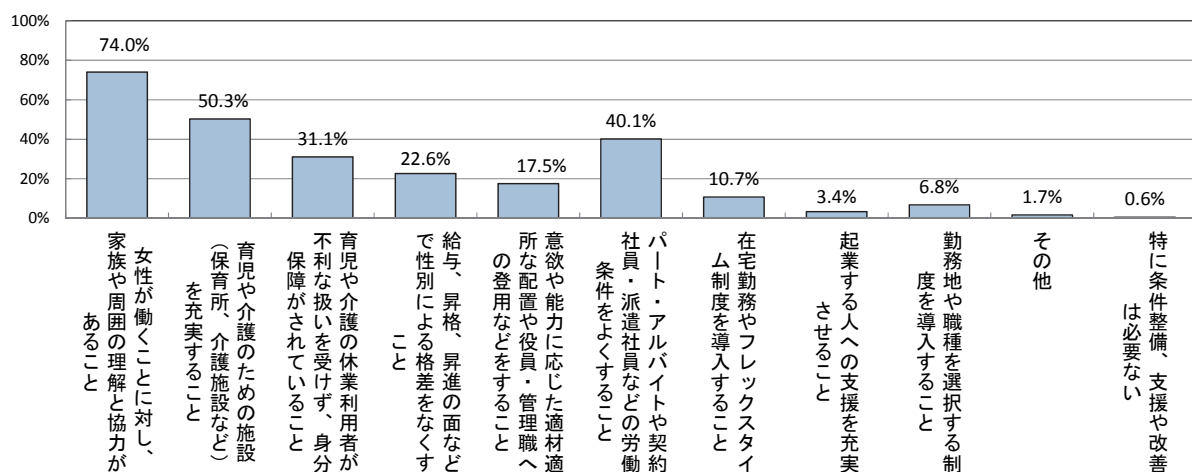
女性が職業をもつことについては、「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方がよい」が約6割（58.8%）、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら仕事をもつ方がよい」が2割（19.8%）となっています。

10年前の1次計画策定時と比べ「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方がよい」の回答が15.2ポイント高くなり、平成26年度の県の結果と比べても、九重町の結果は13.2ポイント高くなっています。



女性の就業継続に必要なこと

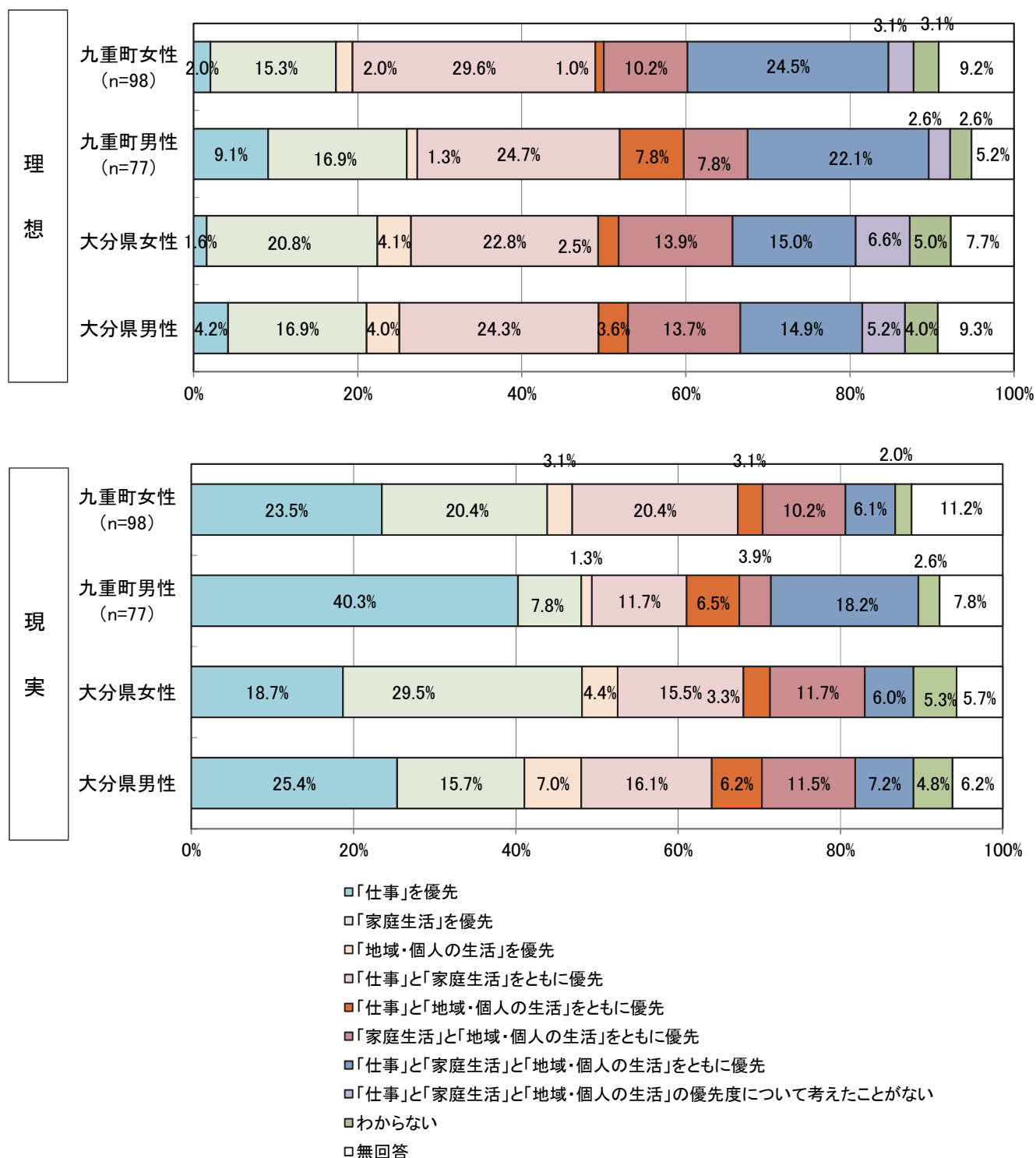
女性が仕事を持ち続けていくためには、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が高く74.0%となっています。次いで「育児や介護のための施設を充実すること」（50.3%）「パート・アルバイトや契約社員・派遣社員などの労働条件を良くすること」（40.1%）「パート・アルバイトや契約社員・派遣社員などの労働条件を良くすること」（40.1%）「在宅勤務やフレックスタイム制度を導入すること」（10.7%）「起業する人への支援を充実させること」（3.4%）「勤務地や職種を選択する制度を導入すること」（6.8%）「その他」（1.7%）「特に条件整備、支援や改善は必要ない」（0.6%）となっています。



4) ワークライフバランスについて

仕事と家庭生活の優先度

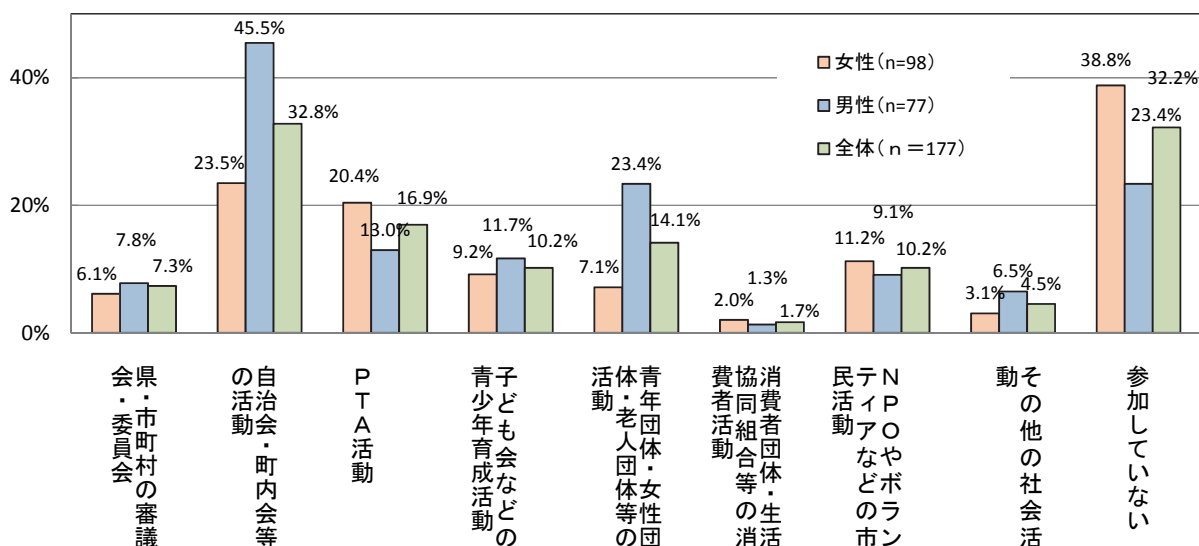
男女ともに理想では「仕事」と「家庭生活」とともに優先したい」が最も多いですが、現実では「仕事」を優先している」が最も多く、特に男性では4割（40.3%）が仕事を優先している状況です。大分県の結果と比べても、九重町は「仕事」を優先している」の割合が高くなっています。



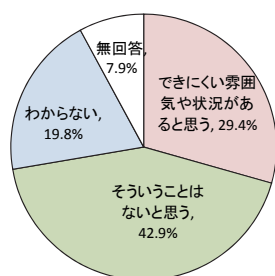
5) 地域活動について

どのような地域活動に参加しているか

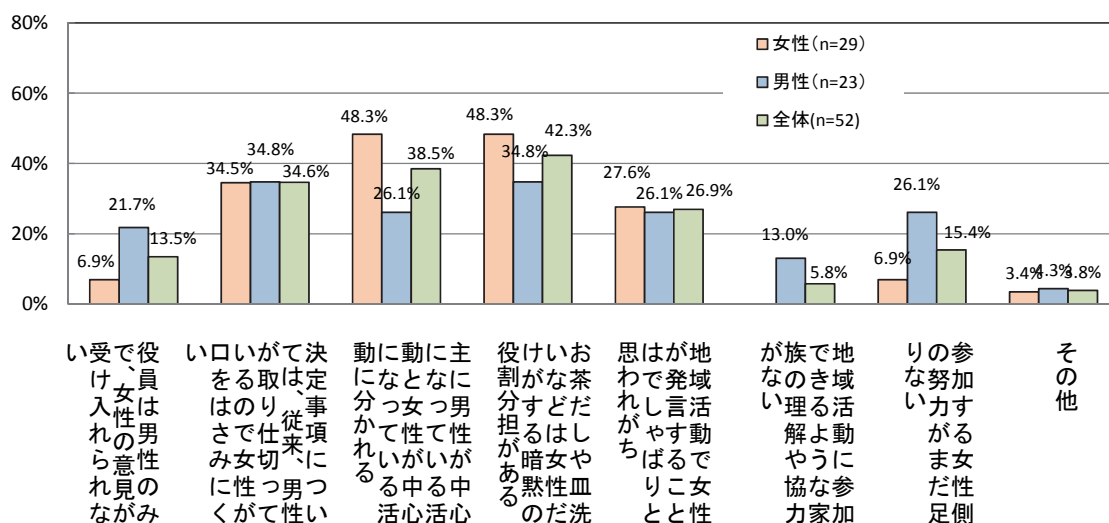
地域活動への参加状況は、男性は約半数（45.5%）の方が「自治会・町内会等の活動」に参加をしていましたが、女性は「参加していない」方が最も多く（38.8%）なっています。



女性が活動しにくい状況の有無



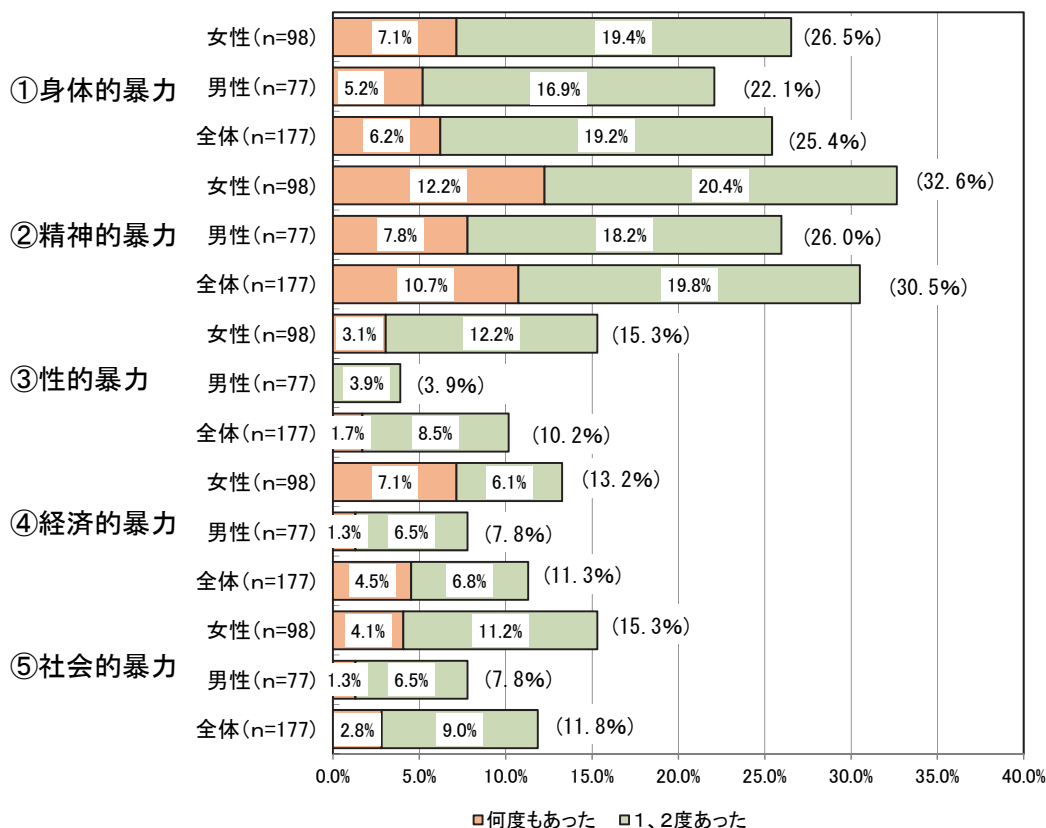
女性が地域の集まりや作業の中で活動しにくい状況があるかについては「ないと思う」方が約4割（42.9%）、「あると思う」方が約3割（29.4%）です。できない状況や雰囲気については、全体で「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれる」が高くなりました。



6) ドメスティックバイオレンスについて

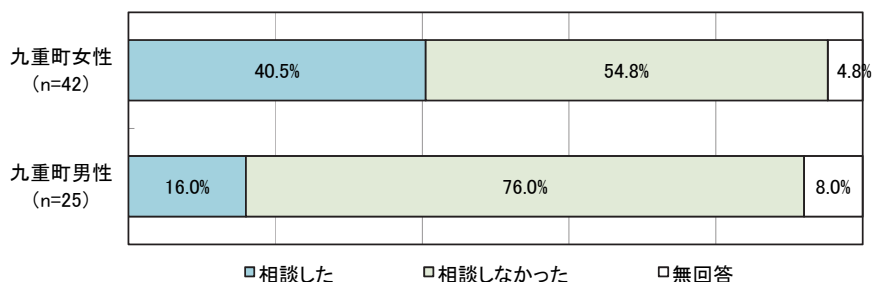
配偶者や恋人など親しい人間関係にある人との間の被害（DV被害）の経験

身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力のいずれかの被害に「1度でもあった」と答えた方は、身体的暴力で全体の約4分の1（25.4%）、精神的暴力で全体の3割（30.5%）となっています。また男女の違いをみると、いずれの項目も女性の方が被害にあう方が多くなっています。



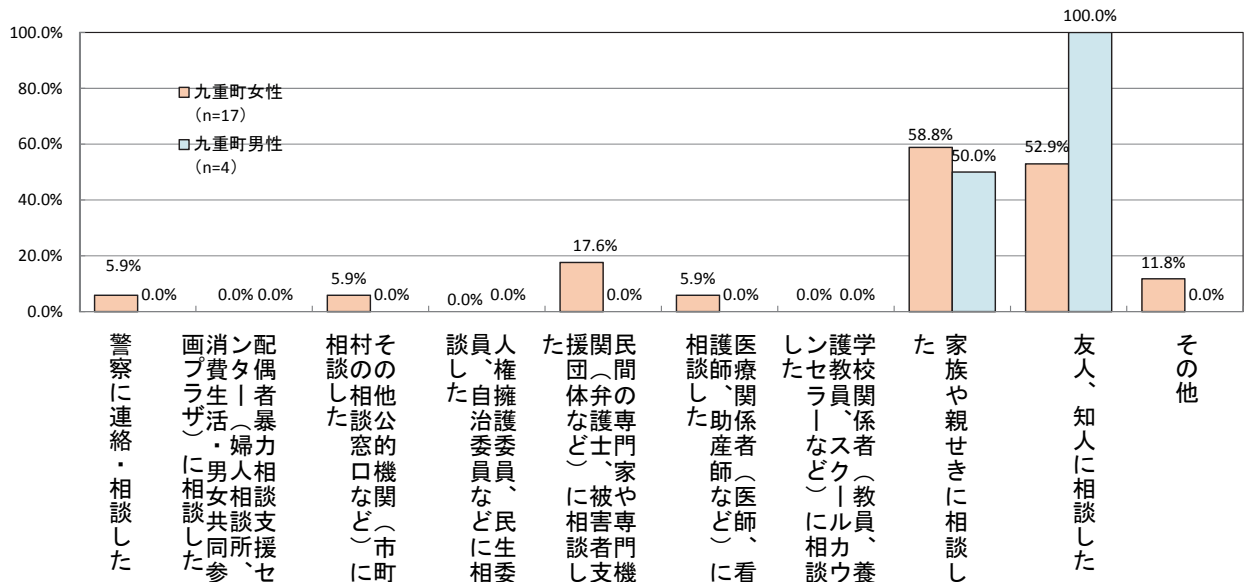
DV被害に1度でもあった方の相談の有無

DV被害の相談をした方は女性で40.5%、男性は16.0%とさらに少なく、半数以上の方が相談していない現状にあります。



DV被害を相談した方の相談先

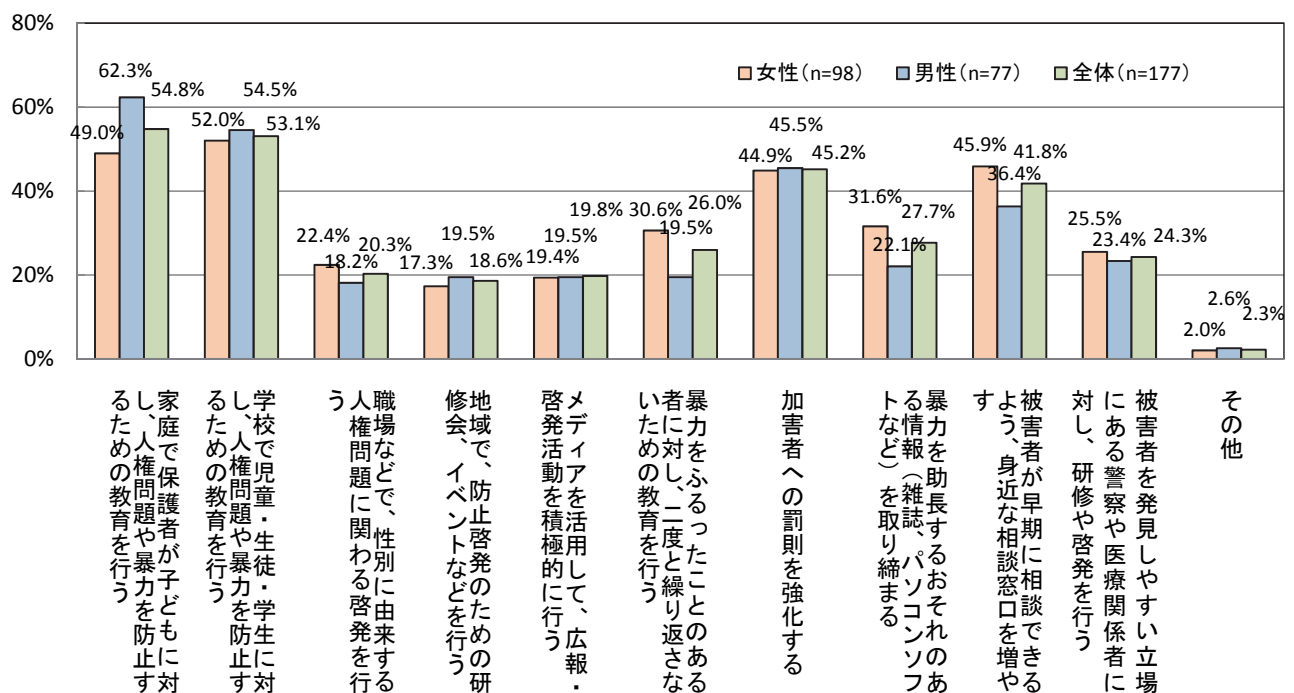
DV被害の相談をした方の相談先は男女ともに「友人、知人に相談」「家族や親戚に相談」が多く、警察や公的機関に相談した方はわずかでした。



7) 男女の人権について

性暴力、売買春、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力をなくすためには

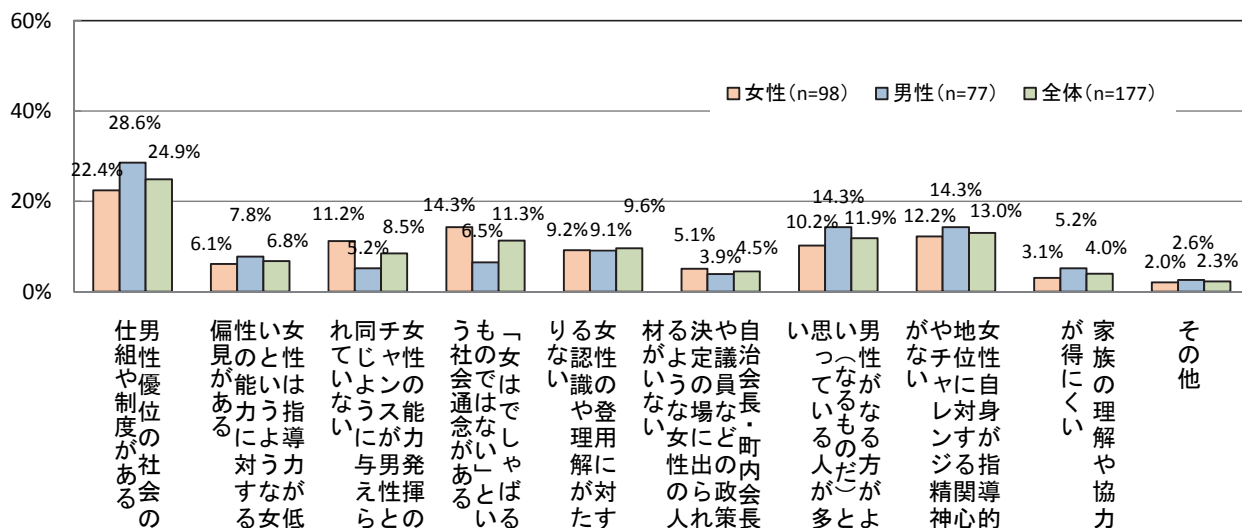
全体では、「家庭で保護者が子どもに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」(54.8%)「学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」(53.1%)の両者が高くなっています。



8) 女性の参画について

女性の参画が少ない理由

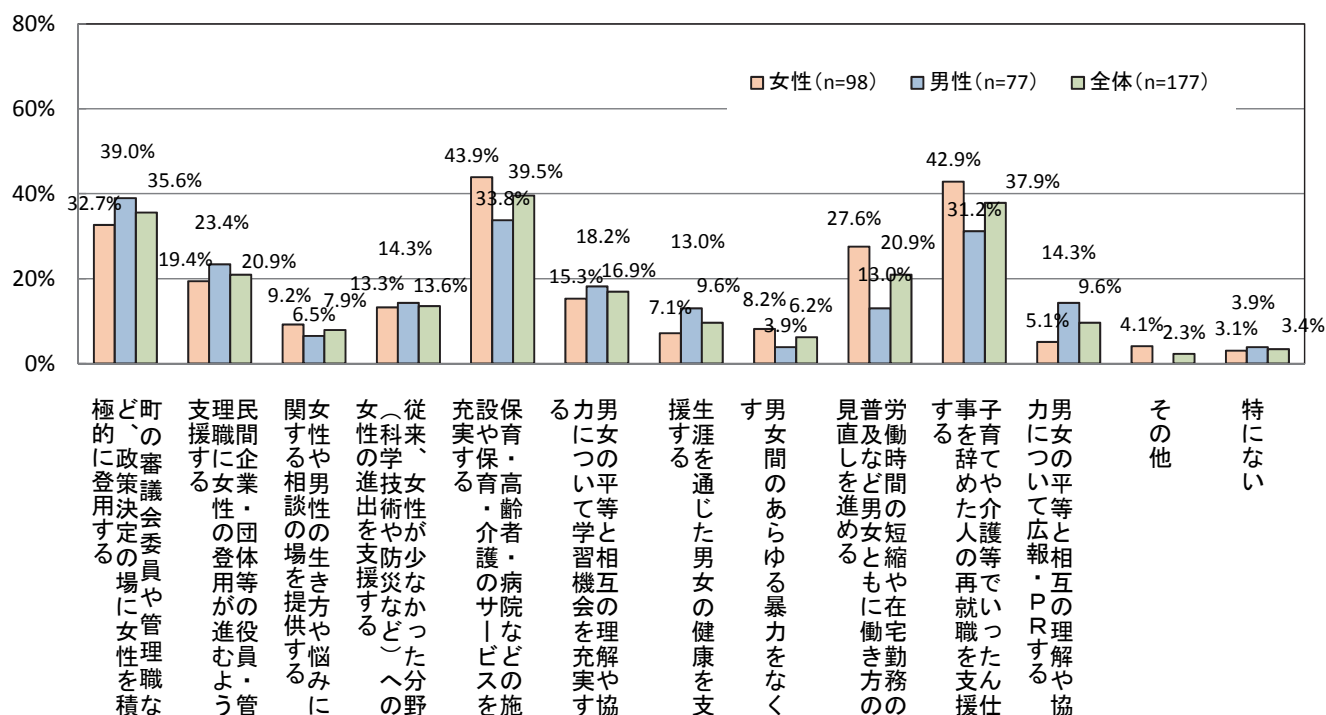
女性の参画が少ない理由には「男性優位の社会の仕組みや制度がある」(24.9%)が最も多くなりました。



9) 男女共同参画の施策等について

町が推進していくべき男女共同参画施策について

今後町に求める施策は、多い順に「保育・高齢者・病院などの施設や保育・介護のサービスを充実する」(39.5%)、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(37.9%)、「町の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」(35.6%)となっており、保育や介護、就労といった身近な問題への施策が求められています。



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

九重町では、「このえ男女共同参画プラン」において、「女と男 おもいやりの心で 笑顔あふれる町」とし、各種施策の推進を行ってきました。

第2次計画においても、この基本理念を踏襲し、施策の推進を行っていきます。

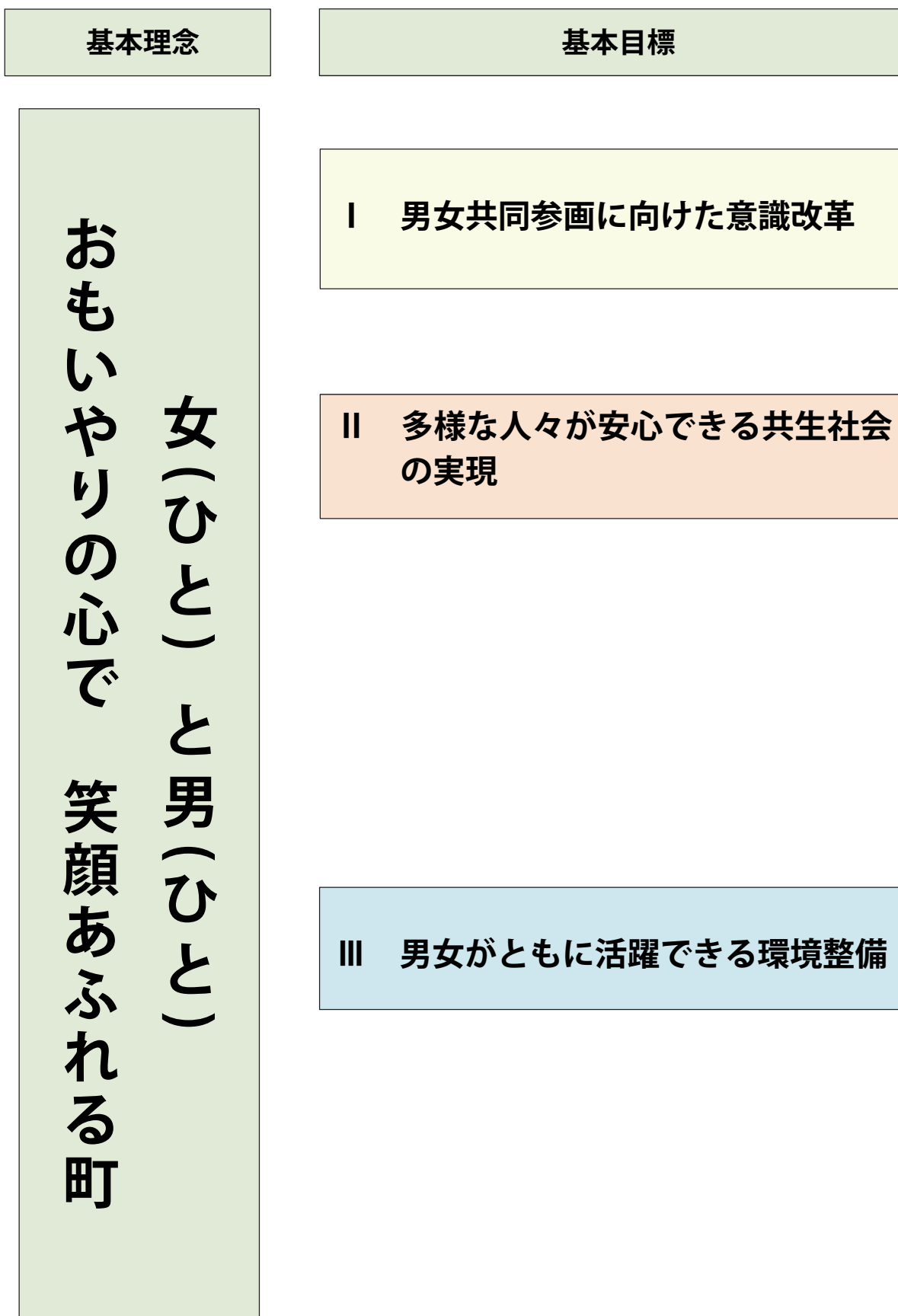
**女（ひと）と男（ひと） おもいやりの心で
笑顔あふれる町**

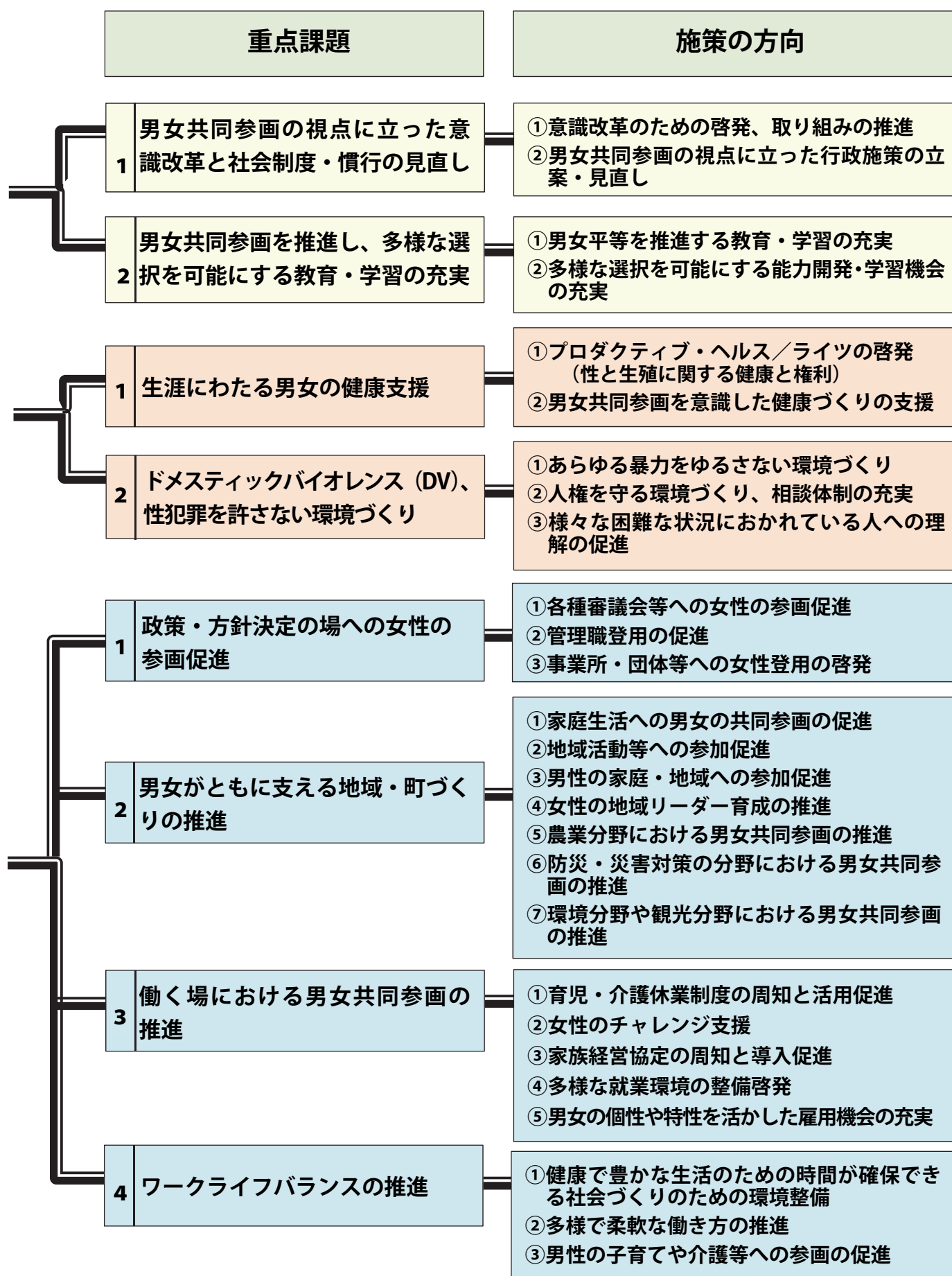
2. 計画の基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標に掲げ、その達成を図る施策、事業を展開していきます。

- I 男女共同参画に向けた意識改革**
- II 多様な人々が安心できる共生社会の実現**
- III 男女がともに活躍できる環境整備**

九重町男女共同参画プラン 計画の体系図







各論

Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

1. 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

女性と男性は、ひとりの「ひと」として男女の区別なくその人の考え方や生き方が尊重されるべきものです。しかし、実際には「男らしさ、女らしさ」といった、社会的・文化的に形成された「社会的性別（ジェンダー）」により、男女のあり方が左右される場面がみられます。

特に、「男は仕事、女は家庭」といった、男性と女性の役割を区別する考え方を「性別役割分担意識」と呼び、地域のなかでは、疑問に思う声もあるものの、私たちはこれまでこうした意識を、社会や職場、家庭において制度化・慣習化し、長い間受け継いできました。こうした性別役割分担意識は、女性の社会参画の機会を減少させるとともに、男性が家庭生活に関わる機会を失う要因となりました。

「男女共同参画に関する町民意識調査（平成 26 年度）」の結果をみると、男性、女性の固定的観念は、10 年前の 1 次計画策定時よりも意識の改善が進んでおり、県民意識調査と比べても、本町の意識は高くなっている状況で、徐々にではありますが意識の変革が見受けられます。

また、男女の地位の平等感では、「学校教育や法律制度」については平等意識が進んでいますが、「社会通念、慣習、しきたり」については男性が優遇されているという点について、調査結果から意識の改善はみられるものの、地域における役割については、依然として主要な役割には男性中心に充てられているような状況です。

このような状況を踏まえ、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識等の社会制度・慣行の見直し、男女が性別にとらわれずに、自由に考え行動することのできる意識改革を引き続き、進めていく必要があります。

【施策の方向】

① 意識改革のための啓発、取り組みの推進

町広報紙やホームページ、及び県発行の啓発用パンフレットなどを積極的に活用し、男女共同参画や多様な生き方を認める社会づくりなどについて啓発を行います。

また、慣習化した「女性・男性にとってふさわしいと考えられている性別役割」の分担意識にこだわらない視点での広報・啓発活動を継続的に展開します。

さらに、他事業との調整を行い、既存の地域の会合等のなかで、男女共同参画を実施することの利点や成功事例を紹介し、町民に広く、男女共同参画の意義を知ってもらう機会を設けます。

② 男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し

町行政施策の立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることを行政の各方面に促し、行政施策についても、さらに、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みに努めるようにしていきます。

2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく、お互いの個性や能力を発揮できるように育つためには、教育現場での男女共同参画の理解の促進が必要です。

また、それとともに、自分の可能性や関心に沿った将来を選択できるような支援を行うことも重要となります。

町民意識調査の結果から、子どものしつけや教育に関して、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるように育てるほうがよい」には町民の75.7%が賛成し、生活における役割や進路について性別は関係ないと考えている人が多くいることが分かります。

また、性別による役割で「女の子らしく」「男の子らしく」育てることには21.5%が賛成、31.1%が「どちらかと言えば賛成」で、反対をわずかに上回っており、固定的役割分担意識についての意識は、課題が残るものの、着実に改善されています。

さらに、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成の人は、家庭環境に多くの影響を受けていることから、幼児保育や学校教育の場だけでなく、家庭においても大人から子どもへ性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画意識づくりの必要性が感じられます。

【施策の方向】

① 男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画に関する講座等の紹介を行い、学習機会を提供することで社会全体へ男女共同参画意識の啓発を行います。

② 多様な選択を可能にする能力開発・学習機会の充実

家庭や学校、地域において男女共同参画社会の意義を再認識するための学習機会を多く設けていきます。

また、少子高齢化の進行を背景とする地域社会形成をするにあたり、男女共同参画の実施が地域でいかに必要であるかを町民に意識してもらう機会を設けていきます。

さらに女性が役割を持てる能力開発・学習機会を充実させていくことも推進していきます。

Ⅱ 多様な人々が安心できる共生社会の実現

1. 生涯にわたる男女の健康支援

【現状と課題】

人が生涯を通じて自立し、健康な生活を送るためには、自分自身で健康管理を行うことが重要です。特に女性は、身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しがちです。また、妊娠や出産を健康的に迎えるためには、若い世代の性に関する知識が女性だけでなく、女性と向き合う男性側にも必要です。

そこで、性と生殖に関する知識不足のために引き起こす様々な問題についても理解の促進を進めていくことが必要となります。

【施策の方向】

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について、その概念の周知を図るとともに、その重要性が認識されるよう町広報誌などを活用して啓発を行います。

② 男女共同参画を意識した健康づくりの支援

家庭や社会で健やかな生活を営んでいき、社会参画ができる体制づくりのために、若い世代から将来を意識したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの必要性和意識づけを健康教育のなかに盛り込んでいくよう体制づくりに努めます。

2. ドメスティックバイオレンス(DV)、性犯罪を許さない環境づくり

【現状と課題】

暴力は、人間の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するだけでなく、被害を受けた当事者を含め多くの人々に対して深刻な影響を及ぼす社会的問題といえます。

本町においても、ドメスティックバイオレンス(DV)の被害は依然として存在しており、対策についても講じていく必要が引き続きあります。

あらゆる暴力を許さない社会意識づくりに向け、暴力を誘因する有害環境の浄化や女性の性と人権を尊重する啓発・広報を推進するとともに、被害者の相談体制の整備を図ることが必要です。

【施策の方向】

① あらゆる暴力をゆるさない環境づくり

セクハラやDV等の身近な「性暴力」が人権侵害であり犯罪であることの啓発を行い、女性の人権尊重に関する意識啓発を行っていきます。

② 人権を守る環境づくり、相談体制の充実

町の各課と連携し、各分野での男女共同参画社会の形成を阻害する事案をなくす体制づくりを実施するとともに、町民の人権に対する相談体制の充実を図ります。

また県の機関である大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）や警察等と連携を図り、町外の相談施設及び相談窓口の紹介を行い、多様な支援体制がとれる環境づくりを進めていきます。

③ 様々な困難な状況におかれている人への理解の促進

LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）^(※)の人等、様々な困難な状況におかれている人が、周囲の既成観念のために社会参画を阻害されることがないように、町民への理解の促進を行い、誰もが健やかに生活できる環境整備に努めていきます。

(※)LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そして性同一性障害を含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭字語です。

Ⅲ 男女がともに活躍できる環境整備

1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

女性が本当の意味で社会に参加し、責任を果たしていくためには、女性が政策や方針決定の場に参画し、男女ともに責任を担うことが求められています。しかし、現実には女性は政治・経済等の分野において参画が十分ではない状況にあり、活動の分野や関わり方に関係なくリーダーや役員等の指導的立場の多くを男性によって占められるなど、女性の能力への適正な評価がなされていない状況もみられます。

なお、本町における各種審議会等の女性の登用状況を見ると、平成 27 年度において、審議会・委員会では 35.3%の登用状況となっており、町政運営で見ると町議会議員で 15.3%（13 人中 2 人）となっています。

前計画時に比べ、本町の政策・方針決定の場への女性の参画は、かなり進んできたものの、さらに参画を推進していくことが必要です。

社会のあらゆる分野に進出し、男女共同参画社会を形成していくことを目指して、女性自身がさらに実力をつけていくことを支援するとともに、女性がその能力を十分に発揮することのできる環境づくりを引き続き進めていくことが今後とも必要です。

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

女性委員が一人もない各種審議会等（町が設置するものに限る）において、その解消を進めるとともに、2020 年度（平成 32 年度）までにすべての審議会の女性の占める委員比率が 40%以上となるよう女性の積極的な登用を図ります。

② 町女性職員の管理職登用の促進

庁内研修等の講師に女性職員を任用するなどして、指導者としての能力を向上させ、女性管理職登用の促進を図ります。また、全ての職員がその能力を十分に発揮し町政に参画できるよう、管理的立場への進出意欲の醸成に努め、性別を問わない人材の活用・登用に努めます。

③ 事業所・団体等への女性登用の啓発

雇用主や関係団体等に対して、男女雇用機会均等法など法制度の趣旨を周知するとともに、女性に対する平等な評価や女性管理職の登用拡大などを働きかけます。

2. 男女がともに支える地域・町づくりの推進

【現状と課題】

これまで男女共同参画に関する施策や啓発活動は、主に女性を対象としたものが中心でした。男女共同参画社会を形成する上で障害となっている固定的性別役割分担意識を解消するには、女性だけでなく男性へのアプローチも重要です。

町民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」の考え方について、同感している人の割合は、この10年で女性は3分の1に、男性は約半分に減少しましたが、男性の6.5%は、上記の考え方に「同感する」と回答しています。

また、女性が男性と共に社会に進出するためには、家庭活動を男女が共に担うことが必要です。

しかし、男性の家庭活動への参加時間は極めて短く、大部分を女性が担っています。育児・介護に関しては、育児・介護休業法が2009年に改正されたものの、男性の育児休業取得率は依然として低いのが現状です。

地域活動については、地域活動には夫婦共同で参加している家庭が多い中、女性役員の割合は、0.74%に止まっている状況にあります。

町民意識調査によると、「家事」や「家計の管理」の役割を主に女性が担っている傾向が見られ、平成17年調査時に「食事のしたく」を「主に妻」がする割合が86.6%であったのが平成26年時は85.2%とわずかに改善されたものの、「夫婦共同」と回答した割合は5%以下に止まっている状況で、男性、女性の意識の改善をさらに行っていくことが必要です。

少子高齢化が進行するなかで、家庭や地域で男女がともに支え合う社会づくりは、必須の課題の1つであり、意識改革に止まらず、具体的なアクションを進めていくことが必要となります。

【施策の方向】

① 家庭生活への男女の共同参画の促進

家庭生活が家族全員の協力なしでは成り立たないこと、男性の家庭生活への参加の重要性等を啓発し、開催日時や開催場所などに配慮した男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室などを開催し、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。育児・介護休業においても、男性に向けた情報の発信を行い、男性の参画を促します。

② 地域活動等への参加促進

町広報誌や町ホームページを活用し、本町の地域活動における男女共同参画の視点での実践事例等も掲載し、また、地域の発信についても、男女共同参画の視点を踏まえ、地域活動における男女共同参画の必要性やアプローチの方法等についての情報発信につとめ、参画を促進します。

また、核家族化、少子・高齢社会のなか、女性の視点からの地域づくりも必要不可欠である旨の情報発信を行い、性別に関わらないリーダーづくりを推進していきます。

③ 男性の家庭・地域への参加促進

男女共同参画が男性にとってどのようなメリットがあるのかを町広報誌や町ホームページで発信し、意識の向上に努めます。

④ 女性の地域リーダー育成の推進

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域において男女共同参画社会の推進をする女性リーダー等の人材育成のため研修等の支援を行います。

⑤ 農業分野における男女共同参画の推進

農業組合や農業法人等の政策・経営決定の場への女性の登用の拡大に努めるとともに、女性の認定農業者の拡大をはかり、女性の視点を活かした農業の推進を図ります。

また、家庭内においても、家族経営協定^(※)の締結を進め、女性の農業就業環境の向上に努めていきます。

さらに、女性農業委員や女性リーダーの積極的登用の他、女性リーダーのネットワーク化を進め、農業の新しいアプローチのしかたやイメージの向上に努め、若い女性が農業に参画しやすい環境づくりを実施していきます。

⑥ 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

災害時の避難所生活での支援には、炊き出しや救護活動等、女性の視点や対応が不可欠です。

また、平常時の見守り支援や、災害時の避難体制づくりに女性の視点を取り入れることにより、きめ細やかな対応ができ、より円滑に実施することが可能となります。

今後は、自主防災組織の活動をはじめとする防災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の自主防災計画や各種対応マニュアルについて、男女のニーズの違いに配慮し、災害対応や防災体制づくりに女性も参画し、女性の視点を盛り込みます。

さらに、地域において、防災・災害対策の分野における女性の参画による効果等も説明し、理解・浸透をはかっていきます。

⑦ 環境分野や観光分野における男女共同参画の推進

環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。

また、観光分野にも男女共同参画の視点を取り込み、観光開発や体制整備に努めます。

(※)家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

3. 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法の改正等の法的整備により、職場における制度上の性差別については徐々に改善されつつあります。

しかし、女性の能力に対する偏見や誤った認識に基づく差別意識や雇用管理が、女性の就業意識を低下させたり、能力発揮を阻害している実態があることは否定できません。また、家庭を持つ女性が就労する際には、「仕事と家庭の両立を迫られる」、「出産などによる就労の中断とその後の再就職難」など様々な課題があります。さらに、育児・介護休業法が平成21年6月に改正されたものの、休業を取得するのは主に女性という状況が続いています。町民意識調査の結果によると、女性が職業を持ち続けることについては「結婚や出産にかかわらず仕事をもち続けたほうがよい」（58.8%）という考え方が最も多くなっています。

女性の就業に必要なことについて見ると、「女性が働く事に対し、家族や周囲の理解と協力があること」（72.2%）が最も多くなっています。

そこで、職業生活と家庭生活を両立させつつ、女性が安心して働き続けられるためには、家族や職場、社会の理解や協力、就労環境の整備を進めていくことが引き続き、今後も大きな課題のひとつとなっています。

また、事業主に対する法制度等の周知と遵守、各種制度利用に対する理解と協力、女性の再就職支援（再チャレンジ支援）や職能訓練などの推進も非常に重要です。

【施策の方向】

① 育児・介護休業制度の周知と活用促進

雇用主に対して育児・介護休業制度への理解を働きかけるとともに、雇用主・被雇用者の両者に対して、男性にも利用できる制度としての認知を広め、男女がともに利用しやすい環境づくりを働きかけます。

② 女性のチャレンジ支援

女性が一旦退職した後、就業を再チャレンジできるよう、国や県が（財）21世紀職業財団やハローワーク（職業安定所）を通じて実施している、資格取得支援制度や各種講習会等の周知を行い、活用の促進を図ります。

また、女性の再チャレンジを支援するため再就職支援制度の周知や雇用主等への積極的な働きかけを行います。

③ 家族経営協定の周知と導入促進

家族経営を行っている商店などにおいて、家族員一人ひとりが生きがいとやりがいを持てるよう、給料や休日などの就業条件、経営方針などについて家族で話し合い、その結果を文書で取り決める「家族経営協定」の啓発を行い、導入を促進します。

④ 多様な就業環境の整備啓発

労働時間の短縮やフレックスタイム制^(※)の導入、在宅勤務など、男女ともに家庭生活へ参画しやすい多様な就業条件の整備について雇用主等に啓発します。

⑤ 男女の個性や特性を活かした雇用機会の充実

職業の男女の固定的概念を取り除き、男女の個性や特性を活かした雇用機会の充実を各方面に働きかけていきます。

また、男女の新たな一面を職場に活かすことでのビジネスチャンスの拡大など、男女の固定的概念を取り除くことで生まれるメリットについても雇用主への周知を行い、雇用機会の開拓及び充実を図ります。

(※)フレックスタイム制とは、1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

4. ワークライフバランスの推進

【現状と課題】

ワークライフバランスとは、私生活の充実により、仕事がつましく進み、仕事がつましくいくことによって、私生活も潤うという「仕事と生活の相乗効果を高める考え方と取組み」全般を指します。どちらか一方を選べば、どちらかを犠牲にせざるを得ないというのではなく、両方を大事にすることで、個人は幸せを感じ成長することができます。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と家庭の間で問題を抱える人が多く見られます。

町民一人ひとりがやりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の形成が必要です。

また、男性の育児休暇や介護休暇の取得については、町民意識調査では「取得することに賛成だが、現実にはとりづらいと思う」が62.7%で最も多く、取得しやすい職場環境の整備や事業所への支援等を実施し、取得しやすい環境整備を進めていくことも必要です。

【施策の方向】

① 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会づくりのための環境整備

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる社会の実現のためにワークライフバランスを意識した働き方を尊重する職場環境づくりを推進していきます。

② 多様で柔軟な働き方の推進

働く個人の多様なライフスタイルを尊重する働き方ができる事業所の誘致や企業のIT環境をいかした在宅勤務や短時間労働等が選択できる雇用環境を後押しする環境整備の支援を商工会等と連携して行います。

③ 男性の子育てや介護等への参画の促進

男性も子育てや介護にあたるよう、男性の育児休暇や介護休暇の取得を促進します。

また、育児休暇や介護休暇をとりやすい職場づくりの支援のための制度について、商工会を通じて事業所への周知をはかっていきます。



第4章 プランの推進に向けて

1. 推進方策

本プランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく町民や事業所・関係団体等がそれぞれの分野で役割を果たしていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、町民にとっても身近な計画である必要があり、町における推進体制を充実し、事業の実施状況を点検していく体制を構築していくことが重要です。

そこで、「新ここのえ男女共同参画プラン」では、以下の留意事項に配慮した計画づくりを行いました。

基本理念の実現に向けて、行政・町民及び関係機関との連携を一層強化し、プランを推進します。

(1) 町民と共に取り組める計画づくりと重点指標の設置

計画や目標は、漠然としたものになりがちですが、本プランは、町民誰もが取り組める事項について、具体的な指標を取り入れています。

基本目標の実現に向けて、指標の各項目について、町民一人ひとりが身近なことから男女共同参画に取り組んでいくことを期待しています。

(2) 町をあげて取り組む体制づくり

九重町では、平成26年に「九重町男女共同参画推進条例」を設置しました。また、同時に「九重町男女共同参画推進委員会」は、「九重町男女共同参画審議会」となり、町長から諮問された組織となり、より重要な役割を担う体制となりました。町をあげて取り組める体制づくりが充実されたことを受け、よりいっそうの推進に取り組んでいきます。

(3) 町民参加による男女共同参画の推進

行政、町民代表、関係機関の代表等で構成される「男女共同参画審議会」における、町民の声を助言として、計画の具体的な取組にあたっていきます。

(4) 庁内推進体制の充実

関係各課の連携を図るため、「男女共同参画推進庁内連絡会議」を設置し、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに調査研究を行い、推進体制と進行管理を行います。

2. 重点施策と目標指標

計画の推進に向けて、次の施策を重点施策とし、2020年度（平成32年度）の目標を設定しました。

重点項目	重点指標
Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	
家庭における意識啓発	家庭での家事について、夫婦で共同で実施している家庭の割合を下記の指標まで上げる。 食料品の買い物 19.3% → 30% 食事のしたく 4.2% → 10% 食事のかたづけ 12.6% → 20% 掃除・洗濯 12.6% → 20%
Ⅱ 多様な人々が安心できる共生社会の実現	
ドメスティックバイオレンス（DV）、性犯罪を許さない環境づくり	広報への掲載 2回 講演会・講座等の開催 2回 相談窓口の紹介及び周知 中高生へのリプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に対する教育の充実
Ⅲ 男女がともに活躍できる環境整備	
九重町審議会・委員会の女性委員の割合	平成27年度 35.3% → 40%
男性の育児休暇取得率の向上	平成27年度 0% → 2% (参考 平成27年度の大分県の割合： 0.98%)

3. 総合的な評価指標

重点施策の数値目標に加え、男女共同参画社会の推進の取り組みの成果について総合的な評価指標（アウトカム）として、2020 年度（平成 32 年度）の目標を設定しました。

指標	現状 (基準年)	目標	資料
「社会における男女平等の状況（家庭全般）」で「平等」と答えた人の割合	22.6%	30%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（職場全般）」で「平等」と答えた人の割合	26.6%	30%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（学校教育の場）」で「平等」と答えた人の割合	55.4%	60%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（地域活動の場）」で「平等」と答えた人の割合	29.9%	40%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（政治の場）」で「平等」と答えた人の割合	20.3%	30%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（法律や制度上）」で「平等」と答えた人の割合	34.5%	40%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)
「社会における男女平等の状況（社会通念・しきたり）」で「平等」と答えた人の割合	14.1%	20%以上	九重町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年 3 月)

参 考 資 料

○ 男女共同参画社会基本法

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極

的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

二 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

二 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市

町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、

内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

二 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

三 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

四 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十一条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十二条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 九重町男女共同参画推進条例

平成26年3月24日

九重町条例第2号

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第9条―第15条）

第3章 九重町男女共同参画審議会（第16条―第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項並びに苦情及び救済の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 町民 町内に住所を有する者又は町内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- （4） 事業者等 町内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （5） 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- （6） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- （7） ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- （1） 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （2） 性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が男女の自由な活動の選択の幅を妨げることのないように配慮されること。
- （3） 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4） 家族を構成する男女が、相互の協力と社会的支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるよう

にすること。

(5) 男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことを考慮し、教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(町の役割)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会の形成の推進のための施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者等と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。

3 町は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に教育が果たす役割の重要性を考慮し、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い及び権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 町は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、九重町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

3 町は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 町は、毎年度、男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施状況等について報告書を作成

し、これを公表するものとする。

（積極的改善措置）

第10条 町、町民及び事業者等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町は、法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

（町民等の理解を深めるための措置）

第11条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第12条 町は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（教育及び学習の充実）

第13条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（町民及びその団体への支援及び町民及び事業者等からの申出等）

第14条 町は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町長は、町民及び事業者等から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

3 町長は、前項の処理にあたって必要があると認めるときは、九重町男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（家庭生活及びその他の活動との両立への支援）

第15条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 九重町男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会の設置）

第16条 町は、男女共同参画基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項についての調査審議等を行うため、町長の附属機関として九重町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

（1） 第9条第2項の規定により諮問された事項について、調査審議し、その結果を町長に答申すること。

（2） 第14条第3項の規定により意見を求められた事項について、調査審議し、町長に意見を述べること。

（3） 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申すること。

（組織及び委員）

第17条 審議会は町長の任命する委員10人以内をもって組織する。

2 男女のいずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

（規則への委任）

第18条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に際し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている九重町男女共同参画プランについては、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

（各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和53年九重町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔省略〕

○ 九重町男女共同参画審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、九重町男女共同参画推進条例（平成26年条例2号）第18条の規定に基づき、九重町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、条例第16条第2項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- （2） その他男女共同参画施策に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。

- （1） 町民代表
- （2） 関係機関の代表
- （3） 町の職員
- （4） その他町長が特に必要と認めるもの

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 九重町男女共同参画審議会委員名簿

委嘱職名	所 属	氏 名	備 考
委員	公民館運営員議会	江 上 共 江	
委員	農業委員会	小 田 詰 志	
委員	女性会議	森 敦 子	
委員	商工青年部	穴 井 洋 之	
委員	母親クラブ	長 野 美 雪	
委員	町づくり会議	日 野 由紀子	
委員	区長会	梶 原 直 昭	
委員	住民代表	湯 浅 陽 介	
副委員長	町づくり会議	穴 井 洋一郎	副委員長
委員長	部落解放同盟九重支部	笠 原 クニ子	委員長

○ 九重町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 九重町におけるここのえ男女共同参画プランの策定にあたり、広範な意見の聴取を目的として、九重町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画プランの策定に関し必要な事項。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副町長を、副委員長には総務課長をもって組織する。

3 委員は、各課等の長をもって充てる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、男女共同参画プランの策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めることは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(男女共同参画推進庁内連絡会議)

第7条 委員会に男女共同参画推進庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を置く。

2 庁内連絡会議は、ここのえ男女共同参画プラン策定のための調査研究をする。

3 庁内連絡会議の組織及び運営については、委員長が別に定める。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じ委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○ 九重町男女共同参画プラン策定委員名簿

課 名	職 名	氏 名	備 考
	副町長	甲斐正敏	委 員 長
総務課	課長	時松新一	副 委 員 長
住民課	課長	穴井哲也	委 員
健康福祉課・保健福祉センター	課長	江藤清子	委 員
税務課・会計課	課長	菅原 篤	委 員
農林課・農業委員会	課長	武石啓治	委 員
建設課	課長	菅家常典	委 員
企画調整課	課長	時松賢一郎	委 員
商工環境自然環境課	課長	麻生通教	委 員
危機管理情報推進課	課長	左藤克樹	委 員
議会事務局	局長	湯浅光彦	委 員
教育振興課・給食センター	課長	佐藤眞治	委 員
子育て支援課	課長	小幡靖彦	委 員
社会教育課・文化センター	課長	小山正記	委 員

○ 男女共同参画推進庁内連絡会議設置要綱

（設 置）

第1条 男女共同参画社会の実現をめざす、ここのえ男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）について、関係各課が連携を図り、効果的な進行を行うため、男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画の現状及び問題点の把握及び調査研究に関すること。
- （2）男女共同参画プランの推進体制・進行管理に関すること。

（組 織）

第3条 庁内連絡会議は12名の委員で組織する。

2 委員は総務課、企画調整課、危機管理情報推進課、商工観光・自然環境課、農林課、住民課、健康福祉課、建設課、教育振興課、子育て支援課、社会教育課・九重文化センター、議会事務局、税務課・会計課の職員の中から町長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 庁内連絡会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 庁内連絡会議の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

（委員以外の者の出席）

第6条 座長は必要があると、認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その説明または意見を聞く事ができる。

（任 期）

第7条 委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶 務）

第8条 庁内連絡会議の庶務は、総務課において処理する。

（委 任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

○ 男女共同参画推進庁内連絡会議 委員名簿

(平成27年4月1日現在)

任命職名	氏 名	管 轄 部 署 名
委 員	溝 口 智 美	総務課
委 員	小 田 執 司	危機管理情報推進課
副委員長	藤 野 匡 宏	企画調整課
委 員	生 田 良 治	商工観光・自然環境課、九重“夢”大吊橋
委 員	穴 井 昌 博	住民課
委 員	小 橋 徹 也	健康福祉課、保健福祉センター
委 員	梅 津 亮 太	農林課・農業委員会
委 員	川 野 優 哉	建設課
委員長	竹 尾 孝 一	社会教育課・九重文化センター
委 員	長 野 栄 美	教育振興課、子育て支援課
委 員	武 石 勝 巳	議会事務局
委 員	東 野 優 子	税務課・会計課
事務局	足 立 文 人	総務課

○ 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	大分県の動き	九重町の動き
1975年 (昭和 50 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進本部会議開催		
1976年 (昭和 51 年)	○ILO (国際労働機関) 事務局に婦人労働問題担当室設置	○「民法」改正 (離婚後の氏の選択の自由)		
1977年 (昭和 52 年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館 (現: 国立女性教育会館) 開館		
1978年 (昭和 53 年)			○青少年婦人室設置 ○大分県婦人行政企画推進会議設置 ○大分県婦人問題懇話会設置 ○婦人の実態調査実施	○町内各種婦人団体による「婦人団体連絡協議会」設立
1979年 (昭和 54 年)	○国連第 34 回総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和 55 年)	○国連婦人の十年中間年世界会議 ○国連婦人の十年中間年の世界行動プログラム採択 ○「女子差別撤廃条約」署名式に 65 カ国署名、4ヶ国批准	○「女子差別撤廃条約」に署名	○「婦人の明日をひらく一県内行動計画」策定 ○青少年婦人課に改組	
1981年 (昭和 56 年)		○「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和 57 年)				○「婦人の生活と人生に関する調査」実施
1983年 (昭和 58 年)			○大分県婦人問題懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言	
1984年 (昭和 59 年)	○「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキュープ地域政府間準備会議 (東京)			
1985年 (昭和 60 年)	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「国籍法」改正 ○「男女雇用機会均等法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准		

年	世界の動き	日本の動き	大分県の動き	九重町の動き
1986年 (昭和 61 年)		○婦人問題企画推進本部拡充 ○婦人問題企画推進有識者会議開催	○大分県婦人問題懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	
1987年 (昭和 62 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	○「家庭生活に関する実態調査」実施	○「豊の船」九重地区会設立
1988年 (昭和 63 年)			○「社会生活に関する実態調査」実施	
1989年 (平成元年)		○学習指導要領改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	○「若い世代に関する実態調査」実施	○総務課が女性行政の総合連絡調整窓口となる
1990年 (平成2年)	○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○大分県婦人問題懇話会が「新しい女性プランの策定」を提言 ○青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 ○大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更	
1991年 (平成3年)		○「育児休業法」公布 ○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」策定	○「おおいた女性プラン 21」策定	
1992年 (平成4年)	○国連環境開発会議（リオデジャネイロ）			
1993年 (平成 5 年)	○国連世界人権会議（ウィーン）		○大分県女性に関する懇話会が「安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けて」を提言	○「第 1 回このえ女性セミナー」開催 ○「九重町女性会議」設立 ○「第 2 回このえ女性セミナー」開催
1994年 (平成 6 年)	○国際人口・開発会議（カイロ）	○男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置（政令） ○男女共同参画推進本部設置		○「第 3 回このえ女性セミナー」開催
1995年 (平成 7 年)	○第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	○大分県女性に関する懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 ○「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	○「第 4 回このえ女性セミナー」開催 ○九重町女性行動計画策定委員会による佐伯市視察研修
1996年 (平成 8 年)		○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ○男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ○「男女共同参画 2000 年プラン」策定		○「女性の社会参画に対する住民意識調査」実施 ○九重町女性行動計画「このえ女性プラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	大分県の動き	九重町の動き
1997年 (平成9年)		- 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画 身近なところからのアクションプログラム」を提言	女性プランのダイジェスト版作成
1998年 (平成10年)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申		女性行動3ヶ年計画作成
1999年 (平成11年)	エスキューブ・ハイレベル政府間会議(バンコク)	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行 (女性の参画の促進を規定) - 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 「育児・介護休業法」施行	- 大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 - 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	- 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 - 男女共同参画審議会から「男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 「男女共同参画計画」策定 「ストーカー規制法」公布		
2001年 (平成13年)		- 男女共同参画局設置 - 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 - 男女共同参画推進本部「女性に対する暴力をなくす運動について」決定 「育児・介護・休業法」改正	- 大分県男女共同参画懇話会が「大分県男女共同参画計画」について答申 「おおいた男女共同参画プラン」策定 - 大分県男女共同参画推進本部設置 - 大分県男女共同参画懇話会が「大分県の男女共同参画推進に関する条例案の骨子」について答申	

年	世界の動き	日本の動き	大分県の動き	九重町の動き
2002年 (平成 14 年)		◦「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 ◦「育児・介護休業法」改正	◦「大分県男女共同参画推進条例」公布、施行 ◦女性青少年課から青少年 ◦大分県男女共同参画審議会設置	
2003年 (平成 15 年)		◦男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ◦「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ◦「少子化対策基本法」公布、施行 ◦「育児・介護休業法」改正	◦大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開所	
2004年 (平成 16 年)		◦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ◦「刑法」改正(性犯罪についての法定刑引上げ等) ◦「育児・介護休業法」改正	◦青少年・男女共同参画から県民生活・男女共同参画課への改組 ◦「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	
2005年 (平成 17 年)	◦第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(ニューヨーク)	◦男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ◦「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	◦「大分県DV対策基本計画」策定	◦ここのえ男女共同参画プラン策定事務局による武蔵町視察 ◦「九重町男女共同参画に関する意識調査」実施 ◦ここのえ男女共同参画プラン策定ワーキング会議設置
2006年 (平成 18 年)		◦「国の審議会における女性委員の登用の促進について」男女共同参画本部決定 ◦男女雇用機会均等法改正 ◦「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	◦大分県男女共同参画審議会が「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」について答申 ◦「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	◦ここのえ男女共同参画プラン策定
2007年 (平成 19 年)		◦配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法理の一部改正 ◦「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		

年	世界の動き	日本の動き	大分県の動き	九重町の動き
2008年 (平成 20 年)		○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○「女性の参画加速プログラム」策定 ○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		
2009年 (平成 21 年)		○「DV相談ナビ」開設 ○男女共同参画シンボルマーク決定 ○育児・介護休業法改正	○「大分県DV対策基本計画」改定 ○「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	
2010年 (平成 22 年)	○第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚会合)(ニューヨーク)	○男女共同参画基本計画(第3次)策定		
2011年 (平成 23 年)	○UN Women 正式発足		○「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	
2012年 (平成 24 年)	○第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	○「第3次大分県DV対策基本計画」策定	
2013年 (平成 25 年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2014年 (平成 26 年)	○第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		○「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	○九重町男女共同参画推進条例 公布・施行 ○九重町男女共同参画に関する意識調査報告書作成
2015年 (平成 27 年)			○「女性が輝くおおいた推進会議」の設置	

新ここのえ男女共同参画プラン

発行日 平成 28 年 3 月

発 行 九重町

【住所】 〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上 8-1

【電話】 (0973)76-3800



Mari